

議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 平成 31 年 3 月 15 日（金）

午後 1 時 04 分 開会

午後 1 時 21 分 閉会

○ 場 所 第 3 常任委員会室

○ 出席委員（10名）

委員長	伊波一男
委員	山城康弘
委員	伊佐哲雄
委員	呉屋等
委員	岸本一徳

副委員長	濱元朝晴
委員	知念秀明
委員	知名康司
委員	桃原朗
委員	桃原功

議長	上地安之
----	------

○ 欠席委員（0名）

○ 委員外議員（0名）

○ 説明員（0名）

○ 議会事務局職員出席者（4名）

局長	東川上芳光
議事係長	中村誠

課長	多和田眞満
担当主査	大城拓也

○ 協議案件

1. 議場への資料等印刷物の配布について

議会運営委員会（要旨）

平成 31 年 3 月 15 日（金）

○伊波一男 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午後 1 時 04 分）

【協議事項】

議場への資料等印刷物の配布について

○伊波一男 委員長 本件について、呉屋委員より説明をお願いしたい。

○呉屋等 委員 本日の一般質問で玉城議員から資料が提出された。資料の提出により議論が深まるのは大いに賛成であるが、今回の資料には作成者の名前は記載されているが、どのような団体かは分からない。今後のために、資料提出に当たっての取り決め事項として、提出する資料には「提出日」「提出者」「作成者」「作成者のホームページアドレス」を記載するよう申し合わせ事項に追加していただきたい。

○知念秀明 委員 提出者と作成者が同じになる際の取り扱いはどうなるのか。

○呉屋等 委員 その場合は「提出者・作成者」として名前を記載することでよいものとする。

○岸本一徳 委員 提出した資料の有効性や真偽、数字の正確性については議長が判断するという理解でよいか。

○濱元朝晴 委員 会議規則第 155 条では、資料の配付許可は議長が行うものとなっており、議長の判断でよいのではないか。

○桃原功 委員 いろいろなところからコピペして資料を作成する場合は、出典元は必ず記載しなければならない。数字が正確かどうかといったところまでは判断できず、作成団体を信じるか否かは、議員の責任である。記載事項に関するルールづくりは大事なことと考える。

○呉屋等 委員 桃原委員の言うとおおり、数字が正しいと判断をした人が提出者になればよいものとする。

○伊波一男 委員長 日付、提出議員名、出所、参考資料などの記載があればよいか。

○桃原朗 委員 作成者がどのような団体か検索しやすいようホームページアドレスも必要ではないか。

○伊佐哲雄 委員 ありえないとは思いますが、何ページにもなる資料や見て意味が分からないような資料など、ある程度の基準づくりは必要ではないか。

○山城康弘 委員 伊佐委員の懸念する点については、議長が判断したほうがよいのではないか。

○伊波一男 委員長 「日付」「提出議員名」「作成者のホームページアドレス」「引用した資料」を申し合わせ事項に追加するということがよいか。また合わせて委員会の取り扱いも同様とすることとしてよいか。

(異議なし)

○岸本一徳 委員 会議録には資料として添付するのか。普通はそれがあって初めて質問原稿になるのではないか。

○議会事務局 市当局から提出される資料と同様の考え方であり、現在でも市から提出された資料をもとに審議の中で質疑答弁がなされているが、これまで会議録に資料を添付したことはない。技術的には可能と考えるが、ページ数はかさむものと考ええる。

【協議結果】

本会議及び委員会への議員提出資料に当たっては、協議したとおり申し合わせ事項に追加することに決定する。

○伊波一男 委員長 本日の委員会を閉会いたします。 閉会時刻（午後 1 時 21 分）